

土地改良事業関係補助事業の補助金等交付決定前着手の取扱いについて

令和元年 11 月 1 日付け元農振第 1992 号
最終改正 令和 8 年 4 月 7 日付け 7 農振第 2409 号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事

} 殿

農林水産省農村振興局長

- 1 事業の着手は、原則として、国からの補助金等交付決定通知を受けて行うものとするが、公益上真にやむを得ない理由により、補助金等交付決定の前に着手する必要がある場合、事業実施主体は、その理由等を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式）をあらかじめ地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
なお、事業実施主体が間接補助事業者の場合、事業実施主体は、直接補助事業者と同様式を提出するものとし、直接補助事業者は、間接補助事業者から提出された内容を記載した同様式を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、補助金等交付決定通知を受けるまでのあらゆる損失等は、自らの責任となることを了知の上で行うものとする。
- 3 この通知の対象となる事業は、別表のとおりとする。
- 4 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、各事業に係る交付要綱の規定による補助金等交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号等、交付決定前着手した旨を記載するものとする。

別 表

対 象 事 業
農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2604 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1、2、3、4 及び 5 の事業
農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2689 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1、2 及び 3 の事業
水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1、2 及び 3 の事業
土地改良関係施設補助金交付要綱（昭和 31 年 7 月 28 日付け 31 農地第 3543 号（管）農林事務次官依命通知）第 2 の事業
国営諫早湾土地改良事業造成施設補助金交付要綱（平成 12 年 3 月 24 日付け 12 農振第 187 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の事業
農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1、2 及び 3 の事業
中山間地域農業農村総合整備事業実施要綱（令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 2707 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 及び 2 の事業
水利施設管理強化事業実施要綱（令和 3 年 3 月 29 日付け 2 農振第 3534 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の事業
農村整備事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農振第 2736 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1、2、3、4、5 及び 6 の事業
農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 3448 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の事業

農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱（令和３年３月３０日付け２農振第 2707 号農林水産事務次官依命通知）第２の事業
農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱（令和４年４月１日付け３農振第 2823 号農林水産事務次官依命通知）第２の事業
不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付け 50 構改 D 第 307 号農林事務次官通知）第３の事業
土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号農林水産事務次官依命通知）第４の２の事業
地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業））（令和 8 年 3 月 30 日付け 7 農振第 2308 号農林水産事務次官依命通知）第２の１の事業

別 記 様 式

番 号
年 月 日

交付決定前着手届

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長
(※1)

殿

氏 名 (※2)

土地改良事業関係補助事業の補助金等交付決定前着手の取扱いについて（令和元年11月1日付け元農振第1992号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、別紙の事業について、下記条件を了承の上、補助金等交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 補助金等の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金等額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の計画変更は行わないこと。

※1：間接補助事業者が提出する場合は、補助事業者名を記載する。

※2：地方公共団体以外の間接補助事業者が提出する場合は、提出する団体の住所、団体名及び代表者名を記載する。

※3：交付金の交付決定前着手を届け出る場合、下線部は「交付金」とする。

(別 紙)

- 1 事 業 名：
- 2 地 区 名：
- 3 事業実施主体：
- 4 交付決定前着手する事業内容：
- 5 着手予定年月日：
- 6 完了予定年月日：
- 7 交付決定前着手が必要である理由